

矢掛町地域防災計画

(資料編)

令和7年3月
矢掛町防災会議

目 次

資料 1-1	消防力一覧	1
資料 1-2	通信施設一覧	2
資料 1-3	水防資材備蓄状況一覧	4
資料 1-4	へりポート適地	5
資料 1-5	急傾斜地崩壊危険区域	6
資料 1-6	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧	6
資料 1-7	山地災害危険地区	12
資料 1-8	重要水防箇所一覧	16
資料 1-9	矢掛町ため池管理一覧	17
資料 1-10	矢掛町内採土・採石場一覧	22
資料 1-11	危険物・高圧ガス大量保有事業所	22
資料 1-12	自主防災組織一覧	23
資料 1-13	避難所、主要避難路等一覧	25
資料 1-14	要配慮者利用施設一覧	29
資料 1-15	警報・注意報等の発表基準一覧	30
資料 1-16	気象庁震度階級関連解説表	32
資料 1-17	災害救助制度	37
資料 1-18	災害被災者援護制度	41
資料 1-19	地区防災計画策定状況	43

【条例・要綱】

資料 2-1	矢掛町防災会議条例	44
資料 2-2	矢掛町災害対策本部条例	46
資料 2-3	矢掛町災害対策本部規程	47
資料 2-4	矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱	52
資料 2-5	矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱	54
資料 2-6	矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱	56

【協定】

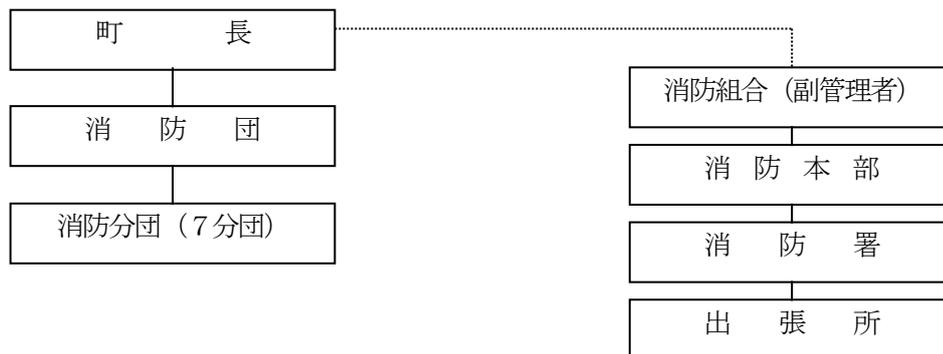
資料 2-7	災害時協定一覧表	59
資料 2-8	災害時における応急措置等の実施に関する協定 (締結建設業者一覧)	62

【様式】

資料 3 - 1	災害派遣要請要求書 -----	63
資料 3 - 2	撤収要請依頼書 -----	64

資料1-1 消防力一覧

1 消防機構



2 消防組織

(1) 矢掛町消防団人員

令和6年4月1日現在

員数 区分	本団 (本部長以上) 分団 (本部長以上)	部長 副部長	班長	団員	計
消防団本部	5人	6人	1人	14人	26人
矢掛分団	3	7	13	42	65
美川 "	3	4	5	17	29
三谷 "	3	4	15	38	60
山田 "	3	6	14	41	64
川面 "	3	6	14	37	60
中川 "	3	4	10	33	50
小田 "	3	6	15	37	61
合計	26	43	87	259	415

(2) 消防組合 (署・出張所)

令和6年4月1日現在

区分	人員
総員	105名
うち矢掛出張所	20名

資料1-2 通信施設一覧

○矢掛町防災行政無線

令和6年4月1日現在

識別信号	場 所	住 所	設備名
ぼうさいやかげ	役場 2階 総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	統制局
	1階 宿直室	小田郡矢掛町矢掛3018	遠隔制御装置
	別館 消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	遠隔制御装置
ぼうさいやかげやかみげ1	矢掛中学校	小田郡矢掛町矢掛2957	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ2	矢掛小学校	小田郡矢掛町矢掛3000-1	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ3	美川小学校	小田郡矢掛町下高末2686	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ4	三谷小学校	小田郡矢掛町東三成1423	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ5	山田小学校	小田郡矢掛町里山田2430	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ6	川面小学校	小田郡矢掛町西川面1380-1	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ7	中川小学校	小田郡矢掛町本堀1637	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ8	小田小学校	小田郡矢掛町小田4212-1	半固定型
ぼうさいやかげやかみげ101	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ102	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ103	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ104	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ105	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ106	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ107	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ108	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ109	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ110	団長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ111	副団長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ112	副団長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ113	本部長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ114	本部長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ115	指揮車	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ116	広報車	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ117	指令車	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ118	矢掛分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ119	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ120	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ121	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ122	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ123	美川分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ124	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ125	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ126	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ127	三谷分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ128	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ129	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ130	山田分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ131	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかげやかみげ132	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型

ぼうさいやかまげやかまげ133	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ134	川面分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ135	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ136	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ137	第3部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ138	中川分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ139	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ140	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ141	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ142	小田分団 本部	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ143	第1部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ144	第2部消防器庫	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ145	本部長用	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ146	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ147	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ148	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ149	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ150	井原消防署 矢掛出張所	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型
ぼうさいやかまげやかまげ151	総務防災課	小田郡矢掛町矢掛3018	携帯型

○その他通信設備等

令和6年11月30日現在

名 称	場 所	住 所	備 考
有線放送	倉敷かさや農業協同組合	小田郡矢掛町小林17-1	加入世帯1,877世帯
文字放送	矢掛放送株式会社	小田郡矢掛町矢掛3077-1-2	加入世帯3,989世帯
矢掛町情報紙メール	矢掛町役場	小田郡矢掛町矢掛3018	加入者3,199人
戸別受信機	矢掛町役場	小田郡矢掛町矢掛3018	貸与個数1,087台

倉庫名 資材名	町 関 係			④ 岡山県 水防庫	⑤ 消防団本部及 び分団	合 計
	① 西三成 水防庫	② 各小学校, 矢掛中学校 及び海洋C	③ 江良 水防庫			
大型土のう (枚)	120				400	520
土のう (枚)	2,000		1,000	25,000	6,187	34,187
杭 (本)	60		10	600	10	680
ツルハシ			1	2	1	4
ロープ (巻)	12			10	49	71
鉄線 (kg)				30	197	227
掛矢 (個)	10		5	2	15	32
発電機 (台)	1				29	30
スコップ (個)	20		18	11	173	222
斧 (個)				3	5	8
タコ (個)	2		2		5	9
シート (枚)	190		13	6	97	306
ハシゴ (個)	4				22	26
ボート (台)	2			1	2	5
ジョレン (個)	7		2	6	29	44
懐中電灯 (個)					119	119
鎌 (個)				3	32	35
大ハンマー (個)				2	24	26
ジェット シューター (個)					103	103
バール (個)					20	20
油圧ジャッキ (個)					18	18
救命胴衣					36	36
水 (500ml) (本)					36	36
アルファ米 (食)		5,500				5,500
クラッカー, ビスコ (缶, 袋)		2,240				2,240
毛布 (枚)		400				400
簡易トイレ (排便収納袋・人分)		10,680				10,680

※インバーター発電機 (ホンダエネポEU9iGB)

役場西棟, 老人福祉C, たかつま荘, 文化C, 矢掛中学校, 各地区小学校, 各地区公民館, 海洋C

地区名	名称	所在地
矢掛	矢掛町総合運動公園	矢掛342
美川	美川小学校運動場	下高末2686
三谷	三谷コミュニティセンター	横谷1890
川面	B&G海洋センター（多目的運動公園）	西川面1307-3
小田	小田球場	小田1355-15

資料1-5 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）

令和6年1月19日現在

市町村名	大字	区域名	告示年月日	告示番号
矢掛町	小林	校/下	H2. 3. 31	県 00336
矢掛町	江良	八池	H26. 10. 17	県 00533
矢掛町	矢掛	堀	H27. 1. 9	県 00009

資料1-6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

令和6年3月1日現在

大字等	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
矢掛	急傾斜地の崩壊	461K 矢掛 001	○	I-1217	平成30年3月30日
矢掛	急傾斜地の崩壊	461K 矢掛 002	○	I-2375	平成30年3月30日
矢掛	土石流	461D 矢掛 001	○	I-35067	令和3年6月1日
矢掛	土石流	461D 矢掛 002	○	I-35071	令和3年6月1日
矢掛	土石流	461D 矢掛 003		I-35066	平成26年2月14日
矢掛	土石流	461D 矢掛 004	○	I-35070	令和3年6月1日
矢掛	土石流	461D 矢掛 005	○	I-35072	令和3年6月1日
矢掛	土石流	461D 矢掛 006	○	I-35073	平成30年3月30日
矢掛	土石流	461D 矢掛 007		II-35068	平成27年3月20日
矢掛	土石流	461D 矢掛 008	○	II-35069	平成30年3月30日
小林	急傾斜地の崩壊	461K 小林 001	○	I-1214	平成30年3月30日
小林	急傾斜地の崩壊	461K 小林 002	○	I-1216	平成30年3月30日
小林	急傾斜地の崩壊	461K 小林 003	○	I-1215	平成30年3月30日
小林	急傾斜地の崩壊	461K 小林 004	○	I-1218	平成30年3月30日
小林	急傾斜地の崩壊	461K 小林 005		I-1219a	平成21年3月27日
小林	急傾斜地の崩壊	461K 小林 006		I-1219b	平成21年3月27日
小林	急傾斜地の崩壊	461K 小林 007	○	II-950	平成30年3月30日
小林	土石流	461D 小林 001	○	I-35063	令和3年6月1日
小林	土石流	461D 小林 002	○	I-35046	平成30年3月30日
小林	土石流	461D 小林 003		I-35049	平成26年2月14日
小林	土石流	461D 小林 004		I-35065	平成26年2月14日
小林	土石流	461D 小林 005	○	I-35047	平成30年3月30日
小林	土石流	461D 小林 006	○	II-35048	平成30年3月30日
小林	土石流	461D 小林 007		II-35064	平成27年3月20日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 001	○	I-2370	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 002	○	I-1212	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 003	○	I-2369	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 004	○	I-2371	令和2年5月22日

大字等	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 005	○	II-0934	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 006	○	II-0942	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 007	○	II-0943	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 008	○	II-0932	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 009	○	II-0933	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 010	○	II-0941	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 011	○	III-0166	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 012	○	III-0167	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 013	○	III-0168	令和2年5月22日
上高末	急傾斜地の崩壊	461K 上高末 014	○	III-0169	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 001	○	I-35003-1	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 002	○	I-35003-2	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 003		I-35008	平成25年3月8日
上高末	土石流	461D 上高末 004	○	I-35002	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 005	○	I-35009	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 006	○	I-35007	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 007		I-35010	平成27年3月20日
上高末	土石流	461D 上高末 008	○	II-35001	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 009	○	II-35004	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 010	○	II-35005	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 011	○	II-35011	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 012	○	II-35012	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 013	○	II-35013	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 014	○	II-35017	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 015	○	II-35018	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 016	○	II-35028	令和3年6月1日
上高末	土石流	461D 上高末 017	○	II-35029	令和2年5月22日
上高末	土石流	461D 上高末 018		II-35031	平成27年3月20日
上高末	土石流	461D 上高末 019		III-35030	平成27年3月20日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 001	○	I-2372	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 002	○	II-938	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 003	○	II-948	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 004	○	II-944	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 005	○	II-945	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 006	○	II-947	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 007	○	II-939	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 008	○	II-940	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 009	○	II-946	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 010	○	III-171	令和2年5月22日
下高末	急傾斜地の崩壊	461K 下高末 011	○	III-172	令和2年5月22日
下高末	土石流	461D 下高末 001	○	I-35025	令和3年6月1日
下高末	土石流	461D 下高末 002	○	II-35026	令和2年5月22日
下高末	土石流	461D 下高末 003		II-35027	平成27年3月20日
下高末	土石流	461D 下高末 004		II-35034	平成27年3月20日
下高末	土石流	461D 下高末 005	○	II-35035	令和2年5月22日
下高末	土石流	461D 下高末 006	○	II-35036	令和2年5月22日

大字等	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
宇角	土石流	461D 宇角 001	○	I-35059	令和2年5月22日
宇角	土石流	461D 宇角 002		I-35057	平成25年3月8日
宇角	土石流	461D 宇角 003	○	I-35061	令和2年5月22日
宇角	土石流	461D 宇角 004		I-35056	平成26年11月25日
宇角	土石流	461D 宇角 005	○	III-35058	令和2年5月22日
内田	急傾斜地の崩壊	461K 内田 001	○	I-1213	令和2年5月22日
内田	急傾斜地の崩壊	461K 内田 002	○	II-936	令和2年5月22日
内田	急傾斜地の崩壊	461K 内田 003	○	I-2373	令和2年5月22日
内田	急傾斜地の崩壊	461K 内田 004	○	I-2374	令和2年5月22日
内田	急傾斜地の崩壊	461K 内田 005	○	II-937	令和2年5月22日
内田	急傾斜地の崩壊	461K 内田 006	○	II-935	令和2年5月22日
内田	急傾斜地の崩壊	461K 内田 008	○	III-170	令和2年5月22日
内田	土石流	461D 内田 001	○	I-35051	令和3年6月1日
内田	土石流	461D 内田 002		I-35022	平成26年2月14日
内田	土石流	461D 内田 003		I-35023	平成26年2月14日
内田	土石流	461D 内田 004	○	I-35032	令和2年5月22日
内田	土石流	461D 内田 005		I-35053	平成26年2月14日
内田	土石流	461D 内田 006	○	II-35020	令和2年5月22日
内田	土石流	461D 内田 007		II-35021	平成27年3月20日
内田	土石流	461D 内田 008	○	II-35024	令和2年5月22日
内田	土石流	461D 内田 009		II-35033	平成27年3月20日
内田	土石流	461D 内田 010		II-35052	平成27年3月20日
東三成	急傾斜地の崩壊	461K 東三成 001	○	I-2385	令和3年6月1日
東三成	急傾斜地の崩壊	461K 東三成 002	○	I-2376	令和3年6月1日
東三成	急傾斜地の崩壊	461K 東三成 003	○	I-2386	令和3年6月1日
東三成	急傾斜地の崩壊	461K 東三成 004	○	—	令和3年6月1日
東三成	土石流	461D 東三成 001		I-35082-1	平成24年3月27日
東三成	土石流	461D 東三成 002		I-35082-2	平成24年3月27日
東三成	土石流	461D 東三成 003		I-35147	平成24年3月27日
東三成	土石流	461D 東三成 005		I-35081	平成26年2月14日
東三成	土石流	461D 東三成 006	○	I-35080	令和3年6月1日
東三成	土石流	461D 東三成 007	○	I-35145	令和3年6月1日
東三成	土石流	461D 東三成 008		I-35146	平成26年11月25日
東三成	土石流	461D 東三成 009	○	II-35074	令和3年6月1日
東三成	土石流	461D 東三成 010	○	II-35075	令和3年6月1日
東三成	土石流	461D 東三成 011		II-35076-1	平成27年3月20日
東三成	土石流	461D 東三成 012	○	II-35076-2	令和3年6月1日
東三成	土石流	461D 東三成 013		II-35077	平成27年3月20日
東三成	土石流	461D 東三成 014		II-35078	平成27年3月20日
東三成	土石流	461D 東三成 015		II-35079	平成27年3月20日
横谷	急傾斜地の崩壊	461K 横谷 001	○	I-2384	令和3年6月1日
横谷	急傾斜地の崩壊	461K 横谷 002	○	II-968	令和3年6月1日
横谷	急傾斜地の崩壊	461K 横谷 003	○	II-970	令和3年6月1日
横谷	急傾斜地の崩壊	461K 横谷 004	○	II-966	令和3年6月1日
横谷	急傾斜地の崩壊	461K 横谷 005	○	II-967	令和3年6月1日
横谷	急傾斜地の崩壊	461K 横谷 006	○	III-176	令和3年6月1日

大字等	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
横谷	土石流	461D 横谷 001	○	I-35159	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 002		I-35143	平成26年2月14日
横谷	土石流	461D 横谷 003		I-35150	平成26年2月14日
横谷	土石流	461D 横谷 004		I-35154	平成26年2月14日
横谷	土石流	461D 横谷 005		I-35158	平成26年2月14日
横谷	土石流	461D 横谷 006	○	I-35135	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 007	○	I-35137	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 008	○	I-35139	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 009	○	I-35149	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 010	○	I-35153	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 011	○	II-35129	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 012		II-35130	平成27年3月20日
横谷	土石流	461D 横谷 013		II-35136	平成27年3月20日
横谷	土石流	461D 横谷 014		II-35138	平成27年3月20日
横谷	土石流	461D 横谷 015	○	II-35155	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 016	○	II-35156	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 017	○	II-35157	令和3年6月1日
横谷	土石流	461D 横谷 018	○	III-35160	令和3年6月1日
里山田	急傾斜地の崩壊	461K 里山田 001	○	II-964	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 001	○	I-35125	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 002	○	I-35124	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 003	○	I-35115-1	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 004	○	I-35115-2	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 005	○	I-35120	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 006		I-35123	平成26年2月14日
里山田	土石流	461D 里山田 007	○	I-35119	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 008	○	I-35121	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 009		I-35122	平成26年11月25日
里山田	土石流	461D 里山田 010	○	II-35114	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 011		II-35116	平成27年3月20日
里山田	土石流	461D 里山田 012	○	III-35117	令和3年6月1日
里山田	土石流	461D 里山田 013	○	III-35118	令和3年6月1日
南山田	急傾斜地の崩壊	461K 南山田 001	○	II-965	令和3年6月1日
南山田	急傾斜地の崩壊	461K 南山田 002	○	III-177	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 001	○	I-35141	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 002	○	I-35164	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 003	○	I-35166	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 004	○	I-35128	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 005		I-35142	平成25年3月8日
南山田	土石流	461D 南山田 006	○	I-35127	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 007	○	I-35140	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 008		I-35163	平成26年2月14日
南山田	土石流	461D 南山田 009	○	I-35126	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 010		I-35165	平成26年11月25日
南山田	土石流	461D 南山田 011	○	III-35161	令和3年6月1日
南山田	土石流	461D 南山田 012	○	III-35162	令和3年6月1日

大字等	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
中	急傾斜地の崩壊	461K 中 001	○	I-1228	令和3年6月1日
中	土石流	461D 中 001	○	I-35134	令和3年6月1日
中	土石流	461D 中 002	○	I-35132	令和3年6月1日
中	土石流	461D 中 003	○	I-35131	令和3年6月1日
中	土石流	461D 中 004	○	I-35133	令和3年6月1日
宇内	急傾斜地の崩壊	461K 宇内 001	○	I-2377	令和元年5月21日
宇内	急傾斜地の崩壊	461K 宇内 002	○	I-2378	令和元年5月21日
宇内	急傾斜地の崩壊	461K 宇内 003	○	II-952	令和元年5月21日
宇内	急傾斜地の崩壊	461K 宇内 004	○	II-953	令和元年5月21日
宇内	急傾斜地の崩壊	461K 宇内 005	○	II-954	令和元年5月21日
宇内	急傾斜地の崩壊	461K 宇内 006	○	II-955	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 001		I-35038	平成24年3月27日
宇内	土石流	461D 宇内 002	○	I-35039	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 003	○	I-35095	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 004	○	II-35091	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 005	○	II-35092	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 006	○	II-35093	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 007	○	II-35094	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 008	○	II-35096	令和元年5月21日
宇内	土石流	461D 宇内 009	○	III-35037	令和元年5月21日
西川面	急傾斜地の崩壊	461K 西川面 001	○	I-2379	令和元年5月21日
西川面	急傾斜地の崩壊	461K 西川面 002	○	I-1220	令和元年5月21日
西川面	急傾斜地の崩壊	461K 西川面 003	○	II-956	令和元年5月21日
西川面	急傾斜地の崩壊	461K 西川面 004	○	II-951-1	令和元年5月21日
西川面	土石流	461D 西川面 001	○	II-35045	令和元年5月21日
西川面	土石流	461D 西川面 002		II-35040	平成27年3月20日
西川面	土石流	461D 西川面 003	○	II-35041	令和元年5月21日
西川面	土石流	461D 西川面 005	○	II-35043	令和元年5月21日
西川面	土石流	461D 西川面 006	○	III-35097	令和元年5月21日
東川面	土石流	461D 東川面 001	○	I-35112	令和元年5月21日
本堀	急傾斜地の崩壊	461K 本堀 001	○	I-1222	令和元年5月21日
本堀	土石流	461D 本堀 001		I-35099	平成25年3月8日
本堀	土石流	461D 本堀 002		I-35100	平成26年2月14日
浅海	急傾斜地の崩壊	461K 浅海 001	○	I-1224	令和元年5月21日
浅海	急傾斜地の崩壊	461K 浅海 002	○	I-1225	令和元年5月21日
浅海	急傾斜地の崩壊	461K 浅海 003	○	I-1226	令和元年5月21日
浅海	土石流	461D 浅海 001	○	I-35104	令和3年6月1日
浅海	土石流	461D 浅海 002	○	I-35103	令和元年5月21日
浅海	土石流	461D 浅海 003	○	I-35102	令和元年5月21日
浅海	土石流	461D 浅海 004	○	II-35101	令和元年5月21日
江良	急傾斜地の崩壊	461K 江良 001	○	I-2383	令和元年5月21日
江良	土石流	461D 江良 001	○	I-35108	令和元年5月21日
江良	土石流	461D 江良 002	○	I-35106	令和3年6月1日
江良	土石流	461D 江良 003	○	I-35107	令和元年5月21日
江良	土石流	461D 江良 004	○	I-35109	令和元年5月21日
江良	土石流	461D 江良 005	○	I-35110	令和3年6月1日

大字等	発生原因となる 自然現象の種類	箇所番号	特別警戒 区 域	基礎調査番号	公示日
江良	土石流	461D 江良 006		I-35111	平成 26 年 11 月 25 日
江良	土石流	461D 江良 007	○	III-35113	令和元年 5 月 21 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 001	○	I-1227	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 002	○	I-2380	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 003	○	I-2381	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 004	○	I-2382	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 005	○	I-1223	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 006	○	II-961	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 007	○	II-962	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 008	○	II-963	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 009	○	II-957	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 010	○	II-958	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 011	○	II-959	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 012	○	II-960	平成 30 年 3 月 30 日
小田	急傾斜地の崩壊	461K 小田 013	○	III-173	平成 30 年 3 月 30 日
小田	土石流	461D 小田 001		I-35084	平成 24 年 3 月 27 日
小田	土石流	461D 小田 002	○	I-35086	平成 30 年 3 月 30 日
小田	土石流	461D 小田 003		I-35087	平成 26 年 2 月 14 日
小田	土石流	461D 小田 004	○	I-35088	令和 3 年 6 月 1 日
小田	土石流	461D 小田 005		II-35085	平成 27 年 3 月 20 日
小田	土石流	461D 小田 006	○	II-35089	平成 30 年 3 月 30 日
小田	土石流	461D 小田 007		II-35090	平成 27 年 3 月 20 日
小田	土石流	461D 小田 008		II-35098	平成 27 年 3 月 20 日

資料1-7 山地災害危険地区

○山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）

令和7年1月1日現在

県民局名	危険地区 番 号	地 区 名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-001-001	高柳	小田郡矢掛町	浅海	高柳	無
備中県民局	461-001-002	矢神	小田郡矢掛町	浅海	矢神	有
備中県民局	461-001-003	毎戸	小田郡矢掛町	浅海	毎戸	有
備中県民局	461-001-004	大井	小田郡矢掛町	浅海	大井	無
備中県民局	461-002-001	谷本	小田郡矢掛町	宇角	谷本	無
備中県民局	461-002-002	塚原	小田郡矢掛町	宇角	塚原	無
備中県民局	461-003-001	岡谷	小田郡矢掛町	内田	岡谷	無
備中県民局	461-003-002	鳥越	小田郡矢掛町	内田	鳥越	無
備中県民局	461-003-003	古浦	小田郡矢掛町	内田	古浦	無
備中県民局	461-003-004	田渕	小田郡矢掛町	内田	田渕	無
備中県民局	461-004-001	大桜	小田郡矢掛町	宇内	大桜	有
備中県民局	461-004-002	室屋	小田郡矢掛町	宇内	室屋	有
備中県民局	461-004-003	今石1	小田郡矢掛町	宇内	今石	無
備中県民局	461-004-004	今石2	小田郡矢掛町	宇内	今石	無
備中県民局	461-005-001	八谷	小田郡矢掛町	江良	八谷	無
備中県民局	461-006-001	岩屋前	小田郡矢掛町	小田	岩屋前	有
備中県民局	461-006-002	七屋敷	小田郡矢掛町	小田	七屋敷	無
備中県民局	461-006-003	羽賀峠	小田郡矢掛町	小田	羽賀峠	無
備中県民局	461-006-004	中小田	小田郡矢掛町	小田	中小田	有
備中県民局	461-006-005	熊	小田郡矢掛町	小田	熊	有
備中県民局	461-006-006	亀麓	小田郡矢掛町	小田	亀麓	無
備中県民局	461-006-007	八幡谷	小田郡矢掛町	小田	八幡谷	無
備中県民局	461-007-001	河内城	小田郡矢掛町	小林	河内城	無
備中県民局	461-007-002	峠	小田郡矢掛町	小林	峠西	無
備中県民局	461-007-003	岡本谷	小田郡矢掛町	小林	岡本谷	有
備中県民局	461-007-004	井出手	小田郡矢掛町	小林	井出手	有
備中県民局	461-007-005	僧都	小田郡矢掛町	小林	僧都	無
備中県民局	461-008-001	頼正	小田郡矢掛町	上高末	頼正	無
備中県民局	461-008-002	土井	小田郡矢掛町	上高末	土井	無
備中県民局	461-008-003	奥田	小田郡矢掛町	上高末	奥田	無
備中県民局	461-008-004	茶屋ヶ鼻	小田郡矢掛町	上高末	茶屋ヶ鼻	無
備中県民局	461-008-005	久谷	小田郡矢掛町	上高末	久谷	無
備中県民局	461-008-006	羽無	小田郡矢掛町	上高末	羽無	無
備中県民局	461-008-007	鬼ヶ嶽ダム	小田郡矢掛町	上高末		有
備中県民局	461-008-008	山口	小田郡矢掛町	上高末	山口	無
備中県民局	461-009-001	七日市	小田郡矢掛町	里山田	七日市	無
備中県民局	461-010-001	三ヶ原下	小田郡矢掛町	下高末	三ヶ原下	無
備中県民局	461-010-002	切畑	小田郡矢掛町	下高末	切畑	無
備中県民局	461-010-003	下ヶ市	小田郡矢掛町	下高末	下ヶ市	無
備中県民局	461-010-004	茶屋鼻	小田郡矢掛町	下高末	茶屋鼻	無
備中県民局	461-010-005	桜木	小田郡矢掛町	下高末	桜木	無
備中県民局	461-011-001	白江	小田郡矢掛町	中	白江	有
備中県民局	461-011-002	中原	小田郡矢掛町	中	中原	無
備中県民局	461-012-001	佛田2号	小田郡矢掛町	西川面	佛田2号	無
備中県民局	461-012-002	奥山1	小田郡矢掛町	西川面	奥山	無
備中県民局	461-012-003	奥山2	小田郡矢掛町	西川面	奥山	有
備中県民局	461-012-004	仏田	小田郡矢掛町	西川面	仏田	有
備中県民局	461-012-005	山王	小田郡矢掛町	西川面	山王	有
備中県民局	461-012-006	下在	小田郡矢掛町	西川面	下在	無
備中県民局	461-014-001	大明地	小田郡矢掛町	東三成	大明地	無
備中県民局	461-014-002	折坂	小田郡矢掛町	東三成	折坂	無
備中県民局	461-014-003	車谷	小田郡矢掛町	東三成	車谷	無

県民局名	危険地区 番 号	地 区 名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-014-004	大明地2	小田郡矢掛町	東三成	大明地2	無
備中県民局	461-014-005	折坂	小田郡矢掛町	東三成	折坂	有
備中県民局	461-015-001	神ノ脇	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	有
備中県民局	461-015-002	神ノ脇2	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-003	広石	小田郡矢掛町	南山田	広石	無
備中県民局	461-016-001	石井	小田郡矢掛町	本堀	石井	無
備中県民局	461-016-003	林田	小田郡矢掛町	本堀	中	無
備中県民局	461-017-001	堀	小田郡矢掛町	矢掛	堀	有
備中県民局	461-017-002	宮ノ前	小田郡矢掛町	矢掛	宮ノ前	無
備中県民局	461-017-003	奥迫	小田郡矢掛町	矢掛	奥迫	有
備中県民局	461-017-004	和田	小田郡矢掛町	矢掛	和田	有
備中県民局	461-018-002	横谷	小田郡矢掛町	横谷	大平	無
備中県民局	461-018-001	横谷	小田郡矢掛町	横谷		無
市町村計=65						

○崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）

令和7年1月1日現在

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-001-001	山手	小田郡矢掛町	浅海	山手	有
備中県民局	461-001-002	浅海	小田郡矢掛町	浅海	福の谷	無
備中県民局	461-001-003	高柳	小田郡矢掛町	浅海	高柳	無
備中県民局	461-002-001	平宇角	小田郡矢掛町	宇角	平宇角奥	無
備中県民局	461-003-001	古屋谷	小田郡矢掛町	内田	古屋谷	有
備中県民局	461-004-001	感応寺	小田郡矢掛町	宇内	感応寺	有
備中県民局	461-004-002	原東	小田郡矢掛町	宇内	守屋	有
備中県民局	461-004-003	滝寺	小田郡矢掛町	宇内	滝寺	有
備中県民局	461-004-004	原	小田郡矢掛町	宇内	原	有
備中県民局	461-004-005	天満	小田郡矢掛町	宇内	天満谷	有
備中県民局	461-005-001	二ツ谷	小田郡矢掛町	江良	二ツ谷	有
備中県民局	461-005-002	寺谷	小田郡矢掛町	江良	寺谷	有
備中県民局	461-005-003	奥山	小田郡矢掛町	江良	奥山	有
備中県民局	461-006-001	楠谷	小田郡矢掛町	小田	楠谷	有
備中県民局	461-006-002	小田寺	小田郡矢掛町	小田	小田寺	有
備中県民局	461-007-001	大谷	小田郡矢掛町	小林	大谷	有
備中県民局	461-007-002	岡本谷	小田郡矢掛町	小林	岡本谷1728-1	有
備中県民局	461-007-003	岡本谷2	小田郡矢掛町	小林	岡本谷	有
備中県民局	461-007-004	河内城	小田郡矢掛町	小林		無
備中県民局	461-008-001	山口	小田郡矢掛町	上高末	山口	有
備中県民局	461-008-002	三角22	小田郡矢掛町	上高末	三角	有
備中県民局	461-008-003	三角43	小田郡矢掛町	上高末	三角	有
備中県民局	461-008-004	羽無1	小田郡矢掛町	上高末	羽無	有
備中県民局	461-008-005	羽無2	小田郡矢掛町	上高末	羽無	有
備中県民局	461-008-006	羽無3	小田郡矢掛町	上高末	羽無	有
備中県民局	461-008-007	鬼ヶ岳	小田郡矢掛町	上高末	鬼ヶ岳	有
備中県民局	461-008-008	久谷	小田郡矢掛町	上高末	久谷	有
備中県民局	461-009-001	六頂山	小田郡矢掛町	里山田	六頂山	有
備中県民局	461-009-002	五頂山	小田郡矢掛町	里山田	五頂山	有
備中県民局	461-009-003	七頂山	小田郡矢掛町	里山田	七頂山	有
備中県民局	461-009-004	三頂山	小田郡矢掛町	里山田	三頂山	有
備中県民局	461-009-005	五反田池	小田郡矢掛町	里山田	五反田池	無
備中県民局	461-009-006	一頂山	小田郡矢掛町	里山田	一頂山	有
備中県民局	461-009-007	下谷	小田郡矢掛町	里山田	下谷	無
備中県民局	461-009-008	上谷2	小田郡矢掛町	里山田	上谷	無
備中県民局	461-009-009	上谷2	小田郡矢掛町	里山田	上谷	無
備中県民局	461-009-010	里山田	小田郡矢掛町	里山田	七頂山	有
備中県民局	461-009-011	畑ヶ中	小田郡矢掛町	里山田	畑ヶ中	有
備中県民局	461-009-012	二頂山	小田郡矢掛町	里山田	二頂山	有
備中県民局	461-009-013	畑ヶ中2	小田郡矢掛町	里山田	畑ヶ中	有
備中県民局	461-009-014	上谷3	小田郡矢掛町	里山田	上谷	無
備中県民局	461-009-015	橋本	小田郡矢掛町	里山田	橋本	有
備中県民局	461-010-001	井頭谷	小田郡矢掛町	下高末	井頭谷	有

県民局名	危険地区 番 号	地 区 名	位置			保安林 の 指 定
			市町村	大字	字	
備中県民局	461-010-002	切畑	小田郡矢掛町	下高末	切畑	有
備中県民局	461-011-001	中	小田郡矢掛町	中	横尾寺	無
備中県民局	461-011-002	中	小田郡矢掛町	中	一	無
備中県民局	461-013-001	向山2号	小田郡矢掛町	東川面	向山2号	有
備中県民局	461-014-001	折坂	小田郡矢掛町	東三成	折坂	有
備中県民局	461-014-002	土井7	小田郡矢掛町	東三成	土井	有
備中県民局	461-014-003	土井20	小田郡矢掛町	東三成	土井	有
備中県民局	461-014-004	車谷	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-005	車谷2	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-006	大谷1	小田郡矢掛町	東三成	大谷池	有
備中県民局	461-014-007	大谷2	小田郡矢掛町	東三成	大谷池	有
備中県民局	461-014-008	車谷3	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-009	車谷4	小田郡矢掛町	東三成	車池	有
備中県民局	461-014-010	車谷5	小田郡矢掛町	東三成	車谷	有
備中県民局	461-014-011	車谷6	小田郡矢掛町	東三成	車谷	無
備中県民局	461-014-012	市場1	小田郡矢掛町	東三成	市場奥	有
備中県民局	461-014-013	市場2	小田郡矢掛町	東三成	市場奥	有
備中県民局	461-014-014	藤ノ柵	小田郡矢掛町	東三成	藤ノ柵	有
備中県民局	461-014-015	東山	小田郡矢掛町	東三成	東山	有
備中県民局	461-014-016	吉野	小田郡矢掛町	東三成	大明地	無
備中県民局	461-015-001	湯舟	小田郡矢掛町	南山田	湯舟	無
備中県民局	461-015-002	曜星	小田郡矢掛町	南山田	曜星	有
備中県民局	461-015-003	神明	小田郡矢掛町	南山田	神脇	無
備中県民局	461-015-004	神ノ脇1	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-005	神ノ脇2	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-006	神ノ脇3	小田郡矢掛町	南山田	神ノ脇	無
備中県民局	461-015-007	上山	小田郡矢掛町	南山田	上山	無
備中県民局	461-015-008	広石	小田郡矢掛町	南山田	広石	無
備中県民局	461-015-009	龍王	小田郡矢掛町	南山田	竹林寺裏	無
備中県民局	461-016-001	矢谷2号	小田郡矢掛町	本堀	矢谷2号	有
備中県民局	461-017-001	奥迫	小田郡矢掛町	矢掛	奥迫	有
備中県民局	461-017-002	内神2	小田郡矢掛町	矢掛	内神	有
備中県民局	461-017-003	奥迫上	小田郡矢掛町	矢掛	奥迫	有
備中県民局	461-017-004	内神41	小田郡矢掛町	矢掛	内神	有
備中県民局	461-017-005	若林	小田郡矢掛町	矢掛	若林	有
備中県民局	461-018-001	平林	小田郡矢掛町	横谷	平林	有
備中県民局	461-018-002	大渡	小田郡矢掛町	横谷	大渡	無
備中県民局	461-018-003	藤原	小田郡矢掛町	横谷	弥高山之内	有
備中県民局	461-018-004	道ノ上	小田郡矢掛町	横谷	大渡ノ内道ノ上	有
備中県民局	461-018-005	小山奥	小田郡矢掛町	横谷	小山奥	有
備中県民局	461-018-006	小谷平	小田郡矢掛町	横谷	小谷平	有
市町村計=84						

番号	水系名	河川名	所在地	担当水防 管理団体	区 間		危険状況	水防工法						担 当 県 民 局 地 域 事 務 所		
					左右岸	延長(m)		工法	所要資材							
									土のう	鋼杭	木杭	竹	雑木		その他	
1	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	100	要	旧川跡								井笠地域事務所
2	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	(100)	B	漏水	釜段工	○	○	○				井笠地域事務所
3	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	600	B	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
4	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	(250)	要	旧川跡								井笠地域事務所
5	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	(250)	B	漏水	釜段工	○	○	○				井笠地域事務所
6	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	400 (500)	B	すべり	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
7	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	左	100	要	旧川跡								井笠地域事務所
8	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	50	要	旧川跡								井笠地域事務所
9	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	右	(50)	B	漏水	釜段工	○	○	○				井笠地域事務所
10	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成～矢掛町横谷	矢掛町	右	250	B	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
11	高梁川	小田川	小田郡矢掛町横谷	矢掛町	右	200	A	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
12	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	左	150	要	旧川跡								井笠地域事務所
13	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	左	(150)	B	漏水	釜段工	○	○	○				井笠地域事務所
14	高梁川	小田川	小田郡矢掛町中	矢掛町	右	400	B	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
15	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	左	(50)	要	旧川跡								井笠地域事務所
16	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	左	200	B	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
17	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東三成	矢掛町	左	(50)	B	漏水	釜段工	○	○	○				井笠地域事務所
18	高梁川	小田川	小田郡矢掛町中～矢掛町里南山田	矢掛町	右	1,250	B	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
19	高梁川	小田川	小田郡矢掛町中	矢掛町	右	(350)	要	旧川跡								井笠地域事務所
20	高梁川	小田川	小田郡矢掛町中	矢掛町	右	450 (1,050)	A	漏水	月の輪工	○	○	○				井笠地域事務所
21	高梁川	小田川	小田郡矢掛町里南山田	矢掛町	右	(80)	B	すべり	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
22	高梁川	小田川	小田郡矢掛町	矢掛町	左	250	B	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
23	高梁川	小田川	小田郡矢掛町	矢掛町	左	450	B	堤防高不足	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
24	高梁川	小田川	小田郡矢掛町	矢掛町	左	-	B	水衝・洗掘	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
25	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東川面～矢掛町江良	矢掛町	左	200	B	すべり	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
26	高梁川	小田川	小田郡矢掛町江良	矢掛町	右	-	B	水衝・洗掘	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
28	高梁川	小田川	小田郡矢掛町本堀	矢掛町	左	100	B	水衝・洗掘	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
29	高梁川	小田川	小田郡矢掛町本堀	矢掛町	左	-	B	水衝・洗掘	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
31	高梁川	小田川	小田郡矢掛町浅海	矢掛町	右	200	A	漏水	月の輪工	○	○	○				井笠地域事務所
34	高梁川	小田川	小田郡矢掛町浅海～笠岡市甲弩	矢掛町笠岡市	右	(30)	B	水衝・洗掘	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
57	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東川面	矢掛町	左	(50)	要	破堤跡								井笠地域事務所
58	高梁川	小田川	小田郡矢掛町本堀	矢掛町	左	40	要	破堤跡								井笠地域事務所
59	高梁川	小田川	小田郡矢掛町江良	矢掛町	右	40	要	破堤跡								井笠地域事務所
60	高梁川	小田川	小田郡矢掛町東川面	矢掛町	左	250 (70)	要	破堤関連区 間								井笠地域事務所
61	高梁川	小田川	小田郡矢掛町本堀	矢掛町	左	620 (140)	要	破堤関連区 間								井笠地域事務所
62	高梁川	小田川	小田郡矢掛町江良	矢掛町	右	480	要	破堤関連区 間								井笠地域事務所

注：()は重複区間

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備考
1	奥迫池	矢掛540-1	7.0	30	0.0	1.8	○	廃止
3	上池	矢掛434-1	10.0	154	40.0	23.0		
4	下池	矢掛425	6.8	105	40.0	43.0	○	
5	五衛門池	矢掛901-1	3.0	22	0.1	0.5	○	
6	笹池	矢掛326	4.0	60	10.0	5.6	○	
9	陣屋池	矢掛1297	4.0	10	0.1	0.5	○	
10	国司池	矢掛1601	3.3	100	5.0	5.0	○	
11	内神池	矢掛2290-1	4.1	148	22.0	16.0	○	
12	和田新池	矢掛1455-2	19.0	60	3.0	13.0	○	廃止
14	内神新池	矢掛2349	13.8	80	22.0	27.0	○	
15	亀島池	矢掛2811	8.1	53	22.0	44.0	○	
16	荒尾谷池	矢掛2800	5.0	35	0.1	1.6	○	
19	万吉池	小林1716	10.0	35	5.0	1.7	○	
20	王谷池	小林2045	8.8	50	7.0	14.0	○	
22	西谷池	上高末4345-20	6.9	51	12.0	15.0	○	
23	ヲン地池	上高末4142	4.0	15	0.1	2.5	○	
24	三角池	上高末4366-384	11.0	50	0.0	7.5	○	廃止
25	鬼ヶ岳ダム	上高末1752	39.0	96	358.0	1414.0		
27	長草田池	上高末3520	12.0	55	0.0	13.0	○	
28	古家屋池	上高末2498	5.1	50	4.0	9.0	○	
31	美川山ノ神池	上高末3497	7.6	32	4.0	8.0	○	
32	一ノ辺下池	上高末3337	5.0	47	4.0	3.4	○	
33	一ノ辺上池	上高末3314	5.0	27	4.0	2.2	○	
34	皇太子池	上高末1309	12.0	60	0.2	8.0	○	
35	広間北池	上高末1129	3.0	25	0.3	0.5		
36	頼正池	上高末1102-19	7.2	60	1.5	5.0	○	
37	広間南池	上高末1133	3.0	29	0.2	0.4		
38	東谷池	上高末585-2	5.0	33	3.0	0.5		
39	切池	上高末536	8.0	59	5.0	1.5		
40	桜池	下高末3277	8.6	70	2.8	10.0	○	廃止
41	横迫池	下高末445	3.0	30	0.0	0.4		廃止
42	ホレタ池	下高末455	2.0	10	0.0	0.2		廃止
43	的場西池	下高末506	3.0	10	0.1	0.2		
44	観峠池	下高末411	5.0	15	0.4	0.4		

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備考
45	的場池	下高末390	5.0	32	0.4	0.6		
46	鮎子迫池	下高末394	5.0	15	0.4	0.4		
47	小岩下池	下高末1328	2.0	15	0.2	0.5	○	
48	小岩上池	下高末1302-20	2.0	6	0.0	0.2		廃止
50	堀抜池	下高末1006	2.0	10	0.0	0.1		廃止
51	石井池	下高末1024	6.0	32	0.0	1.2		廃止
52	鈴木池	下高末2087	4.0	26	0.4	1.5	○	
53	後谷池	下高末1973	6.0	28	0.3	1.0	○	
54	岩狩池	下高末1797	6.0	26	0.4	1.0	○	
57	村池	下高末78	3.0	43	0.0	5.0	○	
58	宇角池	宇角2122-29	10.0	66	15.0	41.0	○	
59	追掛池	宇角2118	5.7	69	15.0	29.0	○	
60	倉見池	宇角2113	7.8	133	44.0	94.0	○	
61	大柴池	宇角2110	5.1	73	44.0	14.0	○	
62	大唐田池	宇角320	5.0	45	15.0	1.4	○	
63	塚原池	宇角77	5.0	30	10.0	1.2	○	
64	医王寺池	下高末3046	7.0	25	0.2	0.5	○	
65	樋ノ口池	内田2149	8.0	74	10.0	4.5		
66	月尻上池(有坂池)	内田2315	10.0	46	3.0	1.6	○	
67	月尻下池(深田池)	内田2363	5.0	40	0.3	0.4		
68	池ノ成池	内田786	5.0	30	0.3	0.8	○	
69	岩屋池	内田724	4.0	14	0.4	0.6	○	
70	岩屋西池	内田719	4.0	11	0.3	0.6	○	
71	堀池	東三成2846	1.9	42	14.0	4.0	○	
72	行部上池	東三成2652	2.0	25	0.2	0.7	○	
73	蓮池	東三成3090	6.1	276	25.0	46.0	○	
74	東土井池	東三成4001	6.0	15	0.3	0.8		
75	山池	東三成4048	11.2	22	48.0	45.0	○	
76	大谷池	東三成4046-6	11.3	86	44.0	56.0	○	
77	塵無池	東三成3971	10.8	105	19.0	75.0	○	
78	堀大師池	東三成3884	7.0	60	0.1	4.5	○	
79	堀大師新池	東三成3889	4.0	30	0.1	7.2	○	
80	下琴池	東三成3880-7	8.0	25	0.1	1.2		
81	火打岩池	横谷2678-1	14.1	64	37.0	60.0	○	

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	堤長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	防災重点	備考
82	長尾池	横谷3443	2.0	30	1.6	0.7	○	
83	大渡池	横谷3329	13.3	96	18.0	41.0	○	
84	柏木池	横谷3686-1	3.6	230	12.0	12.0	○	
85	舟木谷池	横谷3770	5.6	48	1.5	5.0	○	
86	円道坊池	横谷3982	4.0	20	0.1	2.0	○	廃止
88	長屋池	横谷2142	6.2	50	3.0	7.0	○	
89	惣門池	横谷1884	3.8	400	37.0	32.0	○	
90	長谷池	横谷935	6.8	110	3.0	10.0	○	
91	西迫南池	横谷636	3.0	29	0.1	0.3		
92	花木池	里山田1423-1	4.1	150	5.0	7.0	○	
93	松木池	里山田1627-1	5.0	250	10.0	20.4	○	
94	大井下池	里山田1545	6.6	220	20.0	21.0	○	
96	寺池	里山田1497	4.0	50	0.1	1.1	○	
97	五反田池	里山田	4.5	650	50.0	28.0	○	
98	泉池	里山田2123	5.0	120	5.0	6.0	○	
99	仲田池	里山田2127	4.3	100	4.0	4.0	○	
100	地池(切池)	南山田32-1	4.1	190	20.0	17.0	○	
101	南上池	南山田2526	7.3	25	1.4	2.0	○	
102	南下池	南山田2507	5.7	30	1.4	2.0	○	
103	古山上池	南山田2273	9.1	54	4.0	5.0	○	
104	古山下池	南山田2752	6.0	30	4.0	4.5	○	
105	持池	南山田2847	10.7	50	5.0	10.0	○	
106	森下池	南山田1390	7.0	80	12.0	11.0	○	
107	箕手池	南山田2789	15.0	50	7.0	8.5	○	
108	高名西池	南山田1664	6.0	20	0.4	0.8		
109	高名東池	南山田1684	6.0	30	0.4	3.0	○	
111	大谷小池	南山田3052	10.0	60	0.0	3.0	○	廃止
112	山門池	南山田3279-1	11.5	70	5.0	14.0	○	
113	奥池	南山田3100	8.0	60	5.0	3.1	○	
115	龍王池	南山田2965	8.0	51	13.0	2.4		
116	曜星池	南山田3015	8.2	100	12.0	15.0	○	
117	大塚池	南山田3382	6.5	50	8.0	4.0	○	
118	本覚寺池	南山田141	8.0	40	0.3	15.0	○	
119	沢田池 (安古寺池)	中1537-1	6.0	25	0.1	3.5	○	

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	堤長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m3)	防災重点	備考
120	峠池	中1075	4.0	20	0.2	0.5	○	
121	長池	中1139-1	6.0	390	24.0	30.0	○	
122	江本池	中1406-1	5.7	275	18.0	30.0	○	
123	古曾部池	中1836	6.1	40	1.2	0.3	○	
125	平谷池	宇内2300-2	9.0	53	0.0	11.0	○	廃止
126	滝寺池	宇内1976-1	9.0	26	3.0	9.0	○	
127	角坂池	宇内1790	7.0	50	0.1	3.5		
128	感応寺池	宇内924	6.0	58	3.0	8.5	○	廃止
129	馬場池	宇内2103	4.0	50	0.2	0.4	○	廃止工事中
130	平ノ内下池	宇内1358	6.0	34	4.0	0.9		
131	平ノ内上池	宇内1392	8.0	66	4.0	8.0	○	
132	大倉池	美星町大倉	6.8	45	16.0	24.0	○	廃止
133	長迫池	西川面1844	7.3	200	16.0	15.0	○	
134	明見池	西川面1964-1	4.0	56	13.0	3.0	○	
135	寺前池	西川面114-1	3.0	42	0.4	1.0	○	
136	宇山新池	西川面1117	19.0	64	0.1	40.0	○	廃止
137	戸石池	西川面1104	4.4	54	1.3	3.0	○	
139	明神池	西川面1218	10.0	60	0.0	7.0	○	廃止
140	大日池	西川面1307-1	4.0	600	60.0	20.0	○	
142	後田下池	西川面1870	5.0	42	0.0	1.8	○	廃止
144	岡ヶ市池	東川面1728	7.6	90	28.0	19.0	○	
145	尾仲池	東川面1542	4.7	180	28.0	16.0	○	
146	大塔寺池	東川面131-2	12.0	20	0.1	1.0	○	
147	梶屋迫池	本堀1	6.0	42	0.4	2.4	○	
148	西迫池	本堀586	8.0	54	0.1	3.0	○	
149	日置下池	本堀624	4.6	290	52.0	68.0	○	
151	大迫池	浅海137	5.0	30	1.5	3.0	○	
152	大井池	本堀1378	4.2	80	1.6	5.0	○	
153	毎戸下池	浅海291	5.2	195	21.0	30.0	○	
155	宮ノ谷池	浅海790-1	4.2	65	6.0	1.0	○	廃止
156	日妻下池	浅海2484	6.3	180	26.0	33.0	○	
157	日妻中池	浅海2492-1	5.0	94	26.0	8.1		
158	日妻上池	浅海2494-1	6.0	63	26.0	0.6		
159	山ノ神池	江良684-1	5.4	123	20.0	18.0	○	

池番号	ため池名	所在地	提高(m)	提長(m)	受益面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	防災重点	備 考
160	墓田下池	江良1066	7.1	126	30.0	32.0	○	
161	墓田上池	江良1068	6.6	87	30.0	17.0	○	
162	皿 池	江良1142	6.0	64	27.0	4.0	○	
163	寺谷池	江良1708	10.0	40	0.1	4.0	○	
164	山新池	江良2746	9.3	76	7.0	30.0	○	
165	丁老池	江良2818	12.5	98	13.5	74.0	○	
166	三峠池	小田2716	10.0	32	0.3	1.0	○	
168	大向上池	小田2325	6.0	30	0.0	4.0	○	廃止
169	大向中池	小田2327	6.0	20	0.0	2.0	○	廃止
170	大向下池	小田2336	3.0	15	0.3	2.0	○	
171	伏村池	小田2867	6.0	25	0.3	1.0	○	
173	阿曾池	小田3610-1	7.4	100	25.0	55.0	○	
175	小田新池	小田1781	7.6	263	40.0	84.0	○	
177	赤 池	小田824	6.0	60	3.0	2.0	○	
178	羽賀池	小田619	8.2	115	20.0	29.0	○	
179	楠谷池	小田230	12.9	49	3.0	11.0	○	
180	狩山池	小田6020	4.3	47	7.0	3.0	○	廃止
181	小林下池	小田5349	8.9	59	5.0	16	○	
182	小林上池	小田5339	6.5	65.5	5.0	5.0	○	
183	西 池	小田6232	5.2	91	7.0	16.0	○	
184	大久保池	小田6322	7.0	30	0.0	1.2	○	廃止
185	大塚下池	南山田738	3.0	14	0.3	0.7	○	
186	荒瀬池	里山田1296	4.0	20	0.3	0.5	○	
187	岡本寺池	小林1734	7.0	27	0.2	3.7	○	廃止
188	第二星田池	宇内2327-9	43.0	108	294.0	1360.0		
189	新石灰谷池	南山田1030-6	10.0	60	4.0	3.0	○	
190	寺谷南池	江良1663	4.0	40	0.1	0.4	○	
191	吉祥寺池	上高末4337	4.0	50	0.1	3.0		
192	岡本谷西池	小林1788	2.0	20	0.1	0.1	○	

令和6年4月1日現在

番号	開発者	住所	採取地	採取面積(m ²)	採取種類	所管
1	井上真知子	笠岡市吉田1374-1	内田770-1ほか1筆	3,715	採石	備中県民局井笠地域事務所地域建設課
2	小野富男	矢掛町矢掛1814-5	東川面40-1ほか1筆	4,336	採石	備中県民局井笠地域事務所地域建設課
3	㈱小野開発	矢掛町横谷800-1	横谷724-1ほか6筆	2,229	砂利	備中県民局井笠地域事務所地域建設課
4	㈱小野開発	矢掛町横谷800-1	中1669ほか51筆	146,896	採土	備中県民局井笠地域事務所地域森林課
5	㈱三好組	矢掛町中170	中1579ほか41筆	79,495	採土	備中県民局井笠地域事務所地域森林課
6	矢掛町	矢掛町矢掛3018	東三成4071-2	10,000	採土	矢掛町企画課
7	大源茂美	矢掛町小田6825	小田4173ほか4筆	2,430	採土	矢掛町企画課
8	㈱網吉商店	矢掛町東川面1107-5	下高末2563-1	2,724	採土	矢掛町企画課
9	㈱平成興業	井原市神代町2485-11	下高末322-1ほか22筆	9,668	採土	矢掛町企画課
10	片岡興業㈱	井原市神代町2485-5	下高末367ほか4筆	5,706	採土	矢掛町企画課
11	㈱出原建設	矢掛町小田5553-4	小田525ほか3筆	4,076	採土	矢掛町企画課
12	㈱竹内工業	矢掛町小林997-8	下高末37-1ほか3筆	9,962	採土	矢掛町企画課
13	坂川建設鋳業㈱	井原市美星町字戸1055	下高末2544-1ほか3筆	8,043	採土	矢掛町企画課
14	坂川建設鋳業㈱	井原市美星町字戸1055	下高末2307-1ほか4筆	9,801	採土	矢掛町企画課

資料1-11 危険物・高圧ガス大量保有事業所

(1) 危険物大量保有事業所

令和4年3月31日現在

区分	事業所名	電話番号	所在地	危険物の種類	最大数量
井原地区 消防組合	矢掛町 鶴見化学工業(株)	(0866) 82-1617	小田郡矢掛町字角520番地	第2類	320,000kg

(注) 消防法の別表に掲げる危険物の指定数量の1,000倍以上を保有している事業所

(2) 高圧ガス大量保有事業所

〇LPガス製造事業所・貯蔵所(特別防災区域内に存するものを除く。)

令和4年3月31日現在

名称	所在地	規模(t)
備中ガス(株)	小田郡矢掛町小田6485番地	41
カモ井加工紙(株) 矢掛工場	小田郡矢掛町中808番地	11.32
矢掛マルキ(株)	小田郡矢掛町矢掛1871番地1	20

(注) 高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けた第1種製造者及び同法第16条第1項の許可を受けた第1種貯蔵所(LPガスの製造・貯蔵に係る事業所)

〇LPガス消費事業所(特別防災区域内に存するものを除く。)

令和4年3月31日現在

名称	所在地	規模(t)
カモ井加工紙(株) 矢掛工場	小田郡矢掛町中808番地	11.32
名水美人ファクトリー(株)	小田郡矢掛町中686番地2	5.65

(注) 高圧ガス保安法第24条の2の届出事業所(LPガスを消費する事業所に限る)

令和7年4月1日現在

地区	設立年度	防災組織名	自治会 町内会等
1	H24	下小林自主防災会	下小林自治会
2	H26	胡町自主防災会	胡町自治会
3	H27	堀自主防災会	堀自治会
4	H27	栄町自主防災会	栄町自治会
5	H27	矢高前自主防災会	矢高前町内会
6	R2	うぐいす団地自主防災会	うぐいす団地町内会
7	R2	矢掛西町自主防災会	西町自治会
8	R2	和田自治会自主防災会	和田自治会
9	R2	元町自治会自主防災会	元町自治会
10	R2	上小林自主防災会	上小林自治会
11	R2	江木自治会自主防災会	江木自治会
12	R2	上田町上町内会防災組織会	上田町上町内会
13	R3	上本町自治会自主防災会	上本町自治会
14	R3	中町自治会自主防災会	中町自治会
15	R3	東町自治会自主防災会	東町自治会
16	R4	宮ノ下自主防災会	宮ノ下町内会
17	R5	内神自治会自主防災会	内神自治会
18	R5	若林自治会自主防災会	若林自治会
19	H24	羽無自主防災会	羽無自治会
20	H24	下内田自主防災会	下鳥越町内会・古屋谷町内会・上鳥越町内会
21	R3	宇角自主防災会	宇角自治会
22	H25	中畦下自主防災会	中畦下町内会
23	H26	殿ヶ市自主防災会	殿ヶ市町内会
24	H26	下高末自主防災会	下高末自治会
25	H27	久谷自主防災会	久谷町内会
26	R2	矢原町内会自主防災会	矢原町内会
27	R2	土井町内会自主防災会	土井町内会
28	R5	平宇角自主防災会	平宇角町内会
29	H28	市場自治会自主防災会	市場自治会
30	H24	吉野町内会連合自衛団	吉野第一町内会ほか
31	H24	平林自主防災会	平林第一町内会
32	H25	谷藤自治会自主防災会	谷藤自治会
33	R3	横谷第四自治会自主防災会	横谷第四自治会
34	H25	高田自主防災会	高田町内会
35	H28	行部自治会自主防災会	行部自治会
36	H28	土井自治会自主防災会	土井自治会
37	R2	横谷第二自治会自主防災会	横谷第二自治会
38	R4	御土井町内会	御土井町内会
39	R4	山根自主防災会	山根町内会
40	R4	横谷第三自治会自主防災会	横谷第三自治会(柏木上町内会を除く)
41	H25	城江自主防災会	城江自治会
42	H28	里山田自治会自主防災会	里山田自治会
43	R元	三宅町内会自主防災会	三宅町内会
44	R2	土生自治会自主防災会	土生町内会(前・後)
45	R4	清水谷町内会自主防災会	清水谷町内会(北・南)
46	H29	宇根町内会自主防災組織	宇根町内会
47	H29	猪又町内会自主防災会	猪又町内会
48	H30	南原自主防災会	南原町内会
49	R元	広石自主防災会	広石町内会
50	R元	江本自治会自主防災会	江本自治会
51	R2	中原自主防災会	中原自治会

資料1-12 自主防災組織一覧

46	川面 (7)	R3	東川面自治会自主防災会	東川面自治会
47		H24	高通P・S自主防災会	高通町内会
48		H26	東川面第一自主防災会	東川面第一町内会
49		H28	サンコーポ自治会自主防災会	サンコーポ自治会
50		H28	西川面自治会自主防災会	西川面自治会
		H24	清田井自主防災会	清田井町内会
		H24	大鳥居自主防災会	大鳥居町内会
51		H29	宇内自治会自主防災会	宇内自治会
52		R3	里川面自治会自主防災会	里川面自治会
53		中川 (19)	H27	江良奥山自主防災会
	H28		浅海自治会自主防災会	浅海自治会
54	R2		毎戸町内会自主防災会	毎戸町内会
55	R3		宮ノ谷町内会自主防災会	宮ノ谷町内会
56	R3		田鶴町内会自主防災会	田鶴町内会
57	R3		山手北町内会自主防災会	山手北町内会
58	R3		山手南町内会自主防災会	山手南町内会
59	R3		高柳町内会自主防災会	高柳町内会
60	R2		日妻西町内会自主防災会	日妻西町内会
61	R3		日妻東町内会自主防災会	日妻東町内会
62	R3		大仁五町内会自主防災会	大仁五町内会
63	H29		寺谷町内会自主防災会	寺谷町内会
64	R元		江良郷下自主防災会	郷下町内会
65	R元		江良山之神西自主防災会	山之神西町内会
66	R元		江良八池自主防災会	八池町内会
67	R元		江良岡田自主防災会	岡田町内会
68	R元		江良郷上自主防災会	郷上町内会
69	R元		江良山之神東自主防災会	山之神東町内会
70	R元		江良片山町内会自主防災会	江良片山町内会
71	R2		本堀自治会自主防災会	本堀自治会
	R2	本堀片山町内会自主防災会	本堀片山町内会	
	R2	石井町内会自主防災会	石井町内会	
	R2	上町内会自主防災会	上町内会	
	R2	中町内会自主防災会	中町内会	
	R2	六反町内会自主防災会	六反町内会	
	R2	大井町内会自主防災会	大井町内会	
72	小田 (8)	R2	小田地区統合自主防災会	
		H26	熊林田自主防災会	熊林田自治会
73		H26	有木谷自治会自主防災会	有木谷自治会
74		R2	日置谷自治会自主防災会	日置谷自治会
		H27	日置谷自主防災会	日置谷町内会
		H27	小田地自主防災会	小田地町内会
		H27	亀麓自主防災会	亀麓町内会
75		R2	中小田・住宅自治会自主防災会	中小田・小田町営住宅自治会
		H27	中小田東自主防災会	中小田東町内会
		H27	中小田中自主防災会	中小田中町内会
		H27	中小田西自主防災会	中小田西町内会
76		R2	山ノ上自治会自主防災会	山ノ上自治会
77		R2	堀越自治会自主防災会	堀越自治会
78	R2	寺迫自治会自主防災会	寺迫自治会	
79	R2	八幡谷自治会自主防災会	八幡谷自治会	

資料1-13 避難所, 主要避難路等一覧

○指定避難所

令和7年4月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)	災害種類
矢掛	矢掛町農村環境改善センター	矢掛 3016-1	82-0848	350	1,690	水害・地震
	老人福祉センター	矢掛 3012-1	83-1170	200	965	水害・地震
	矢掛会館	矢掛 3027-4	83-3576	150	839	水害・地震
	矢掛認定こども園	矢掛 2540-1	82-0222	276	1,263	水害・地震
	矢掛小学校	矢掛 3000-1	82-0042	750	3,325	水害・地震
	矢掛中学校	矢掛 2957	82-0142	1,800	8,014	水害・地震
	岡山県立矢掛高等学校	矢掛 1776-2	82-0045	1,600	7,002	水害・地震
	矢掛町保健センター	矢掛 2977-1	82-1013	50	230	水害・地震
美川	美川生活改善センター	下高末 2926	83-3255	40	200	地震
	美川小学校	下高末 2686	82-0836	650	2,918	水害・地震
	桃源郷はなしの里憩いの館	上高末 3749	080-6309-6558	10	59	水害・地震
三谷	三谷コミュニティセンター	横谷 1890	83-1700	80	348	水害・地震
	三谷保育園	横谷 676-1	82-0806	89	518	水害・地震
	三谷小学校	東三成 1423	82-0223	600	2,776	水害・地震
山田	山田会館	南山田 7-2	83-0123	40	199	水害・地震
	山田小学校	里山田 2430	83-0681	550	2,521	水害・地震
川面	B&G海洋センター	西川面 1307-3	83-1100	400	1,843	水害・地震
	鵜江会館	西川面 1364-1	82-1707	40	199	水害・地震
	川面小学校	西川面 1380-1	82-0576	600	2,715	水害・地震
中川	中川町民会館	本堀 1718-2	83-1299	80	346	地震
	中川保育園	本堀 1740-1	82-3301	101	534	地震
	中川小学校	本堀 1637	82-3302	650	2,919	地震
	中川南避難所	江良 313-1	82-1010	30	154	水害・地震
小田	こうど会館	小田 4212-6	84-8409	60	413	水害・地震
	小田保育園	小田 4212-5	84-8604	107	547	水害・地震
	小田小学校	小田 4212-1	84-8427	600	2,713	水害・地震

○指定緊急避難場所

令和7年1月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)	災害種類
矢掛	矢掛小学校 (校庭)	矢掛 3000-1	82-0042	1,600	6,897	水害・地震
	矢掛中学校 (校庭)	矢掛 2957	82-0142	3,400	14,586	水害・地震
	岡山県立矢掛高等学校 (校庭)	矢掛 1776-2	82-0045	2,600	11,402	水害・地震
	矢掛町総合運動公園	矢掛 342	82-3311	20,000	139,000	水害・地震
美川	美川小学校 (校庭)	下高末 2686	82-0836	1,100	5,075	水害・地震
三谷	三谷小学校 (校庭)	東三成 1423	82-0223	1,000	4,335	水害・地震
	三谷コミュニティセンター (広場)	横谷 1890	83-1700	800	3,701	水害・地震
山田	山田小学校 (校庭)	里山田 2430	83-0681	900	4,134	水害・地震
川面	川面小学校 (校庭)	西川面 1380-1	82-0576	800	3,471	水害・地震
	B&G海洋センター (多目的運動公園)	西川面 1307-3	83-1100	2,000	8,739	水害・地震
中川	中川小学校 (校庭)	本堀 1637	82-3302	1,200	5,418	地震
小田	小田小学校 (校庭)	小田 4212-1	84-8427	2,200	9,667	水害・地震
	小田球場	小田 1355-15	83-1100	4,200	18,096	水害・地震

○広域避難所

令和7年1月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)	面積 (㎡)
矢掛	矢掛町総合運動公園	矢掛 342	82-3311	20,000	139,000

○指定福祉避難所

令和7年1月1日現在

地区名	施設名	所在地	連絡先	収容人員 (人)
矢掛	矢掛町介護老人保健施設 たかつま荘	矢掛 2695-2	83-1500	5
	グループホーム本陣	矢掛 2557	82-5010	2
	小規模多機能ホーム ぼちぼち	小林 27	82-2277	2
三谷	介護老人保健施設 リハビリラボルソ矢掛	横谷 1497	84-1200	4
山田	特別養護老人ホーム 矢掛荘	南山田 3044-12	83-1200	10

○一時避難所

令和7年1月1日

	地区名	施設名	所在地	構造
1	矢掛	江木公会堂	矢掛1091-1	木造・平屋
2		下小林公会堂	小林447-1	木造・平屋
3		井出ノ手公会堂	小林866-4	木造・平屋
4		上小林ふれあいハウス	小林1941	プレハブ造・平屋
5		備中西商工会館	小林163-2	木造（一部鉄筋コンクリート造）
6	美川	上高末多目的集会所	上高末2571	軽鉄・平屋
7	三谷	行部多目的集合施設	東三成2895-3	木造・平屋
8		高田・長谷集会所	横谷995	木造・平屋
9	山田	宇根公会堂	南山田1883	木造・平屋
10		南原講会堂	南山田1211	木造・平屋
11		江本公会堂	中1468-1	木造・平屋
12	川面	里川面集会所	西川面403-1	木造・平屋
13		東川面公会堂	東川面770	木造・平屋
14	中川	日妻公民館	浅海2277	木造・平屋
15		郷下集会所	江良892-5	木造・平屋
16		大井公民館	本堀1311-3	木造・平屋
17	小田	山ノ上公会堂	小田2513-1	木造・平屋
18		熊林田公会堂	小田4384	木造・平屋
19		中小田公会堂	小田5047	木造・平屋
20		あすなる会館	小田6557	木造・平屋

○主要避難路

区分	路線名
一般国道	国道486号
主要地方道	倉敷成羽線
	上高末総社線
	矢掛寄島線
	笠岡美星線
一般県道	市場青木線
	鴨方矢掛線
	野上矢掛線
	東水砂矢掛線
	宇角線
町道	市街地外周東線
	記念通土井線
	大谷川線
	行部市場線
	青木平林線
	青木小迫線
	田町北田線
	東川面本堀線
	西川面宇内線
	江良山手線
	本堀上熊線
	沖の堂羽賀峠線
	農道

○河川洪水浸水想定区域

地区名	施設名	所在地	施設種別	想定浸水深 (m)				
				0～ 0.5	0.5～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 10.0	10.0～ 20.0
矢掛	デイサービス本陣	矢掛2557	老人福祉		○			
矢掛	グループホーム本陣	矢掛2557	老人福祉		○			
横谷	三谷保育園	横谷676-1	児童福祉			○		
横谷	ワークハウス住倉・横谷	横谷1365-1	障害者福祉		○			
横谷	介護老人保健施設リハヴィラポルソ矢掛	横谷1497	保健施設		○			
本堀	矢掛町立中川小学校	本堀1637	公立学校		○			
本堀	中川保育園	本堀1740-1	児童福祉		○			

○土砂災害警戒区域

地区名	施設名	所在地	施設種別	自然現象
美川	矢掛町立美川小学校	下高末2686	公立学校	土石流
美川	ホハル美川	下高末2686	児童福祉	土石流
東三成	矢掛町立三谷小学校	東三成1423	公立学校	土石流
横谷	三谷保育園	横谷676-1	児童福祉	土石流
里山田	矢掛町立山田小学校	里山田2430	公立学校	土石流
南山田	ほほえみ矢掛	南山田3034-4	障害者福祉	土石流
南山田	矢掛荘	南山田3044-12	老人福祉	土石流・急傾斜
南山田	ケアハウス矢掛荘	南山田3044-12	老人福祉	土石流・急傾斜
南山田	矢掛荘デイサービスセンター	南山田3044-12	老人福祉	土石流・急傾斜

資料 1 - 1 5 警報・注意報等の発表基準一覧（岡山地方気象台）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/okayama/kijun_3346100.pdf

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 岡山地方気象台

矢掛町	府県予報区	岡山県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	井笠地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 123
	洪水	流域雨量指数基準	小田川流域=33.5
		複合基準 ^{*1}	小田川流域=(5, 30.2)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	97
	洪水	流域雨量指数基準	小田川流域=26.8
		複合基準 ^{*1}	小田川流域=(5, 21.4)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨 ^{*2}	
	低温	最低気温 -3℃以下 ^{*3}	
	霜	晩霜期に最低気温 2℃以下	
着水			
着雪	24時間降雪の深さ: 平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温: -1℃~3℃		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 気温は岡山地方気象台の値。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html>

津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

(*) 噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」（噴火警戒レベル4または5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の基準に係る整理表
(令和4年12月1日時点)

種 別	救 助 範 囲	救 助 期 間	支 出 経 費
(1) 避難所及 応急仮設住宅の 供与	1 避難所	災害発生の日から7日以内	<p>避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費等 1人1日当たり 330円以内</p> <p>福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために通常の実費を加算することができる。</p>
	2 応急仮設住宅	建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならず、供与することができる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項の規定による期限までとする。 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間の賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならず、供与することができる期間は、建設型応急住宅と同様の期間とする。	<p>建設型応急住宅の設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内とする。 建設型応急住宅の供与の終了に伴う当該建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該建設型応急住宅が供与された地域における実費とする。 賃貸型応急住宅の借り上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間の賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。</p>

(2)	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>次に掲げる者に給与する。</p> <p>イ 避難所に避難している者</p> <p>ロ 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事することができない者</p> <p>被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p>	災害発生の日から7日以内とする。	<p>主食、副食及び燃料等の経費</p> <p>1人1日当たり 1,180円以内</p> <p>この場合、1日とは、3食をもつて計算すること。</p>		
	飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者に供給する。	災害発生の日から7日以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。		
(3)	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもつて行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p>	災害発生の日から10日以内に完了	(1) 住家の全壊(焼)・流世帯		
				世帯別	夏季(4月から9月まで)	冬期(10月から3月まで)
				1人世帯	18,700円以内	31,000円以内
				2人世帯	24,000円以内	40,100円以内
				3人世帯	35,600円以内	55,800円以内
				4人世帯	42,500円以内	65,300円以内
				5人世帯	53,900円以内	82,200円以内
				6人以上1人増すごとに	7,800円以内	11,300円以内
				(2) 住家の半壊(焼)・床上浸水世帯		
				世帯別	夏季(4月から9月まで)	冬期(10月から3月まで)
1人世帯	6,100円以内	9,900円以内				
2人世帯	8,200円以内	12,900円以内				
3人世帯	12,300円以内	18,300円以内				
4人世帯	15,000円以内	21,800円以内				
5人世帯	18,900円以内	27,400円以内				
6人以上1人増すごとに	2,600円以内	3,600円以内				
注 季別は、災害発生の日をもって決定する。						
(4)	医療及び助産	<p>災害のため医療の途を失つた者に対して応急的に措置する。</p> <p>医療は、救護班により次の範囲内において行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院又は診療所への収容</p> <p>ホ 看護</p>	災害発生の日から14日以内	<p>救護班による場合</p> <p>使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>病院又は診療所による場合</p> <p>国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>施術者による場合</p> <p>協定料金の額以内</p>		

(4) 医療及び助産	2 助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失つたものに対して次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	災害発生の日から7日以内	救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合慣行料金の100分の80以内の額
(5) 被災者の救出	災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。	災害発生の日から3日以内	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	
(6) 被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもつて行う。	災害発生の日から3月以内に完了(国の災害対策本部会議が設置された災害においては6月以内に完了)	原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み イ ロに掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり 655,000円以内 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 318,000円以内	
(7) 学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して給与する。 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもつて行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品	(イ) 教科書 災害発生の日から1月以内に完了 (ロ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了	・小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 小学校児童 1人当たり 4,700円以内 中学校生徒 1人当たり 5,000円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円以内	
(8) 生業に必要な資金の貸与	住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。	災害発生の日から一月以内に完了	生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸与できる金額 イ 生業費一件当たり 三〇、〇〇〇円以内 ロ 就職支度費一件当たり 一五、〇〇〇円以内 貸与条件 イ 貸与期間 二年以内 ロ 利子 無利子	

<p>(9) 埋葬</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものであるものを行う。 次の範囲内において、原則として、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1体当たり 大人 213,800円以内 小人 170,900円以内</p>
<p>(10) 被災者の救出(死体の搜索)</p>	<p>災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するもの。</p>	<p>災害発生の日から3日以内に完了(死体の搜索の場合は10日以内)</p>	<p>舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費</p>
<p>(11) 死体の処理</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する必要な処理(埋葬を除く。)を次の範囲内において行う。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案(原則として救護班によつて行うこと。)</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 1 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 2 その他の場合 1体当たり5,400円以内 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 検案 救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内</p>
<p>(12) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去</p>	<p>居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p>	<p>災害発生の日から10日以内に完了</p>	<p>ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費 市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が¥38,300円以内</p>
<p>(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p>	<p>次に掲げる場合の輸送費及び賃金職員等雇上費を支給する。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救済物資の整理配分</p>	<p>当該救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>当該地域における通常実費</p>

災害被災者援護制度

(1) 災害弔慰金等の支給

1) 災害弔慰金

1 対象者

下記(1)～(4)の災害による死亡者の遺族

- (1) 1市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）
- (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合

死亡者1人当たり 500万円

その他の場合

死亡者1人当たり 250万円

3 実施主体

市町村

4 費用区分

国 2/4 県 1/4 市町村 1/4

2) 災害障害見舞金

1 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に重度の障害を有する者

2 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 125万円

3 実施主体

市町村

4 負担区分

国 2/4 県 1/4 市町村 1/4

(2) 災害援護資金等の貸付

1) 災害援護資金

1 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害を受けた世帯であって、かつ次の要件を満たす世帯の世帯主

世帯人員	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上1人増すごとに加算	30万円
住居が滅失した場合	1,270万円未満

2 貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000円
イ 住居の半壊	1,700,000円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2,500,000円
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000円
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000円
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000円
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000円
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000円
イ ②のウの場合	3,500,000円
ウ ③のイの場合	3,500,000円

3 貸付期間等

据置期間 3年（特別の場合5年）
 償還期間 10年（据置期間を含む）
 利率 年0～3%（市町村による・据置期間中は無利子）
 償還方法 年賦、半年賦又は月賦（原則として元利均等償還）
 保証人 市町村による

4 実施主体

市町村

5 費用区分

国 2/3 県・指定都市 1/3 市町村 0

資料1-19 地区防災計画策定状況

令和7年3月31日現在

番号	作成主体	計画の名称	計画の対象地域	作成年度
1	中川地区自治協議会	中川地区防災計画	中川地区全域	令和5年度

資料 2-1 矢掛町防災会議条例

昭和 37 年 9 月 28 日

条例第 22 号

改正 平成 9 年条例第 37 号

平成 11 年条例第 30 号

令和 2 年 3 月 18 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、矢掛町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平 9 条例 37・平 11 条例 30・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矢掛町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平 9 条例 37・平 11 条例 30・令 2 条例 8・一部改正）

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 岡山県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 井原地区消防組合消防長及び消防団長

- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- (9) その他町長が必要と認める者

6 前項第1号から第4号まで、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ若干人とする。

(平9条例37・令2条例8・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平9条例37・令2条例8・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平11条例30・令2条例8・一部改正)

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第37号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 - 2 矢掛町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 28 日

条例第 23 号

改正 平成 9 年条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、矢掛町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 9 条例 1 ・ 一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(災害対策現地連絡調整本部)

第 4 条 災害対策現地連絡調整本部（以下「現地本部」という。）に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(平 9 条例 1 ・ 追加)

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。（平 9 条例 1 ・ 旧第 4 条繰下）

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 - 3 矢掛町災害対策本部規程

昭和 4 0 年 8 月 2 3 日
規則第 1 2 号
改正 昭和 4 2 年規則第 1 9 号
昭和 4 8 年規則第 5 号
昭和 4 9 年規則第 1 6 号
昭和 5 0 年規則第 1 8 号
昭和 5 1 年規則第 5 号
昭和 5 2 年規則第 1 5 号
昭和 5 5 年規則第 6 号
昭和 5 8 年規則第 9 号
昭和 5 9 年規則第 9 号
昭和 6 3 年規則第 2 4 号
平成元年規則第 1 4 号
平成 1 2 年規則第 4 号
平成 1 4 年規則第 1 1 号
令和 4 年規則第 9 号
令和 4 年規則第 2 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、矢掛町災害対策本部条例（昭和 3 7 年矢掛町条例第 2 3 号。以下「条例」という。）の規定に基づき矢掛町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 4 8 規則 5 ・ 平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(設置)

第 2 条 本部は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）に基づく災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

2 本部を設置したときは、住民等にこれを公表するものとする。

(平 1 2 規則 4 ・ 一部改正)

(任務)

第 3 条 本部は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (6) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。

(平12規則4・一部改正)

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため、別表に掲げる班を置く。
- 3 部に部長、次長、班に班長を置く。
- 4 各部班の所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

(昭48規則5・全改，平12規則4・一部改正)

(副本部長)

第5条 災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長、教育長、総合政策監の職にある者をもって充てる。

(昭48規則5・昭51規則5・平12規則4・令4規則9・一部改正)

(部長、次長及び班長)

第6条 部長、次長及び班長は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、所管事項を掌理する。
- 3 次長は、部長を助け部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理し、部長及び次長に事故あるときは、その職務を代理する。

(昭48規則5・全改，平12規則4・一部改正)

(班員)

第7条 班員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

- 2 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(昭48規則5・平12規則4・一部改正)

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、各部長をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は本部長が主裁し、第3条に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

(平12規則4・一部改正)

(災害対策現地連絡調整本部会議)

第8条の2 本部長は、各種防災関係機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合に

において、当該機関が有効に防災活動を実施するため必要と認めるときは、災害対策現地連絡調整本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

2 現地本部会議は、条例第4条第1項に規定する現地本部長が主裁し、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 効果的な災害応急対策の推進に関すること。
- (2) 災害情報の収集、分析及び検討に関すること。
- (3) 総合的応急活動計画の樹立及び推進に関すること。
- (4) 各種防災関係機関の活動の連絡調整に関すること。
- (5) その他災害応急対策の実施に関すること。

(平12規則4・追加)

(水防活動)

第9条 水防活動は、岡山地方気象台から大雨若しくは洪水に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川の水位が危険水位に達したとき、その他により本部長がその必要を認めたときその業務を開始する。

(平12規則4・一部改正)

(その他の防災活動)

第10条 火災、風災及び震災等の災害防止活動は、岡山地方気象台から強風又は乾燥に関する注意報が発せられその必要が認められるとき及びそれらの非常災害が発生したとき並びに震度5強以上の地震が発生したとき開始する。

(令4規則9・一部改正)

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、必要に応じて災害防止活動を開始する。

- (1) 有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量に放出されたとき。
- (2) 大規模な爆発その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 多数の死傷者を伴う自動車等の事故その他重大な事故が発生したとき。

(平元規則14・平12規則4・一部改正)

(救助活動)

第11条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に該当する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態務)

第12条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設定されたときは、関係の各部、班

は直ちに活動のできる態勢を整え、所管の業務に着手しなければならない。

(平12規則4・一部改正)

(関係機関及び他の関係公共的諸団体との連絡)

第13条 部長及び班長は、関係機関及び他の関係公共的諸団体との連絡を緊密にするとともに、関係機関及び他の関係公共的諸団体に協力を要請する必要があるときは、上司に報告するとともに、総務部長に協議し決定するものとする。

(平12規則4・一部改正)

(情報、被害状況等及び活動状況の報告)

第14条 部長及び班長は、次の各号に定める事項について、速やかに総務防災部長に報告するものとする。

(1) 災害に関する情報又は被害の状況

(2) 部内の人員配置等活動の状況

(昭52規則15・全改，令4規則9・一部改正)

(本部の廃止)

第15条 本部長は、予想される災害の危険がなくなつたと認められるとき、又は災害発生後における措置が概ね完了したときは、本部を廃止する。

2 本部を廃止したときは、住民等にこれを公表するものとする。

(平12規則4・一部改正)

(班員等の心構え)

第16条 各部長、次長、班長、班員は勤務時間の内外を問わず非常災害発生のおそれがある場合又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

(昭48規則5・平12規則4・一部改正)

第17条 各部各班は、非常災害の場合、機宣の措置を講ずることができるよう常に調査研究しいかなる緊急事態にも、対処できるよう準備しなければならない。

(相互協力の義務)

第18条 各部各班は本部の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力をほらわなければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は、町長が別に定める。

(平12規則4・一部改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年規則第19号）

この規程は、昭和42年9月1日から施行する。

附 則（昭和48年規則第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第18号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年規則第5号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年規則第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年規則第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第9号）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年規則第9号）

この規程は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年規則第24号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年規則第14号）

この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成12年規則第4号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第11号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第9号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第24号）

この規程は、公布の日から施行する。

改正

平成30年11月 1 日告示第112号の 2
平成31年 4 月23日告示第57号
令和 4 年10月17日告示第139号
令和 6 年 3 月27日告示第54号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内の自治会、町内会、地域団体等が自主的に防災活動を行うための組織（以下「自主防災組織」という。）に対し、その地域防災活動を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することにより、自主防災組織の育成強化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱により補助金を受けることができるものは、次の各号すべてに該当する自主防災組織をいう。

(1) 規約により成立しているもの

(2) 毎年 1 回以上、自主的かつ継続的に防災訓練等を実施するもの又は実施予定のもの

(補助対象事業及び補助額)

第 3 条 補助金の額は、別表第 1 に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費のうち、別表第 2 に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、300,000円を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「補助事業者」という。）は、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、矢掛町自主防災組織活動支援事業計画書（様式第 1 号の 2）（以下「計画書」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の申請書等の内容を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に通知する。

(補助対象事業の変更又は中止)

第 6 条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更又は内容の全部若しくは一部を中止したいときは、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金交付変更・中止承認申請書（様式第 3 号）に、計画書を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、結果について第 5 条の規定の例により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は、事業完了後速やかに、矢掛町自主防災組織活動支援事業実績報告書（様式第 4 号）に、矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金請求書（様式第 5 号）を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第 8 条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に補助金等確定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、町長は、前項の規定により確定した補助金等の額が第 5 条の規定により決定した額と同額である場合には、前項に定める当該補助事業者等への通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第 9 条 町長は、前条の規定により確定した補助金等の額を、補助事業等が完了した後において交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 町長の承認を受けて、補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則 (平成30年11月1日告示第112号の2)

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月23日告示第57号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年10月17日告示第139号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第54号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

改正

平成24年 3 月19日告示第32号
平成28年 2 月24日告示第21号
平成29年 4 月 1 日告示第64号の 2
令和元年 8 月30日告示第101号
令和 6 年 2 月29日告示第14号

矢掛町木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成15年 1 月31日矢掛町告示第 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 地震に対する建築物の安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震診断等を実施するに当たり、これに要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）耐震診断等 既存の建築物の耐震性を確認するために行う次に掲げるもの及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、計画後の耐震診断

（ア）国土交通省が示す技術指針に定める方法

（イ）岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法、精密診断法

イ 構造計算書の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）

（2）住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のもの）を含む。）をいう。

（3）指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）第15条第 2 項に規定する建築物をいう。

（補助対象者）

第 3 条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じた次に掲げる耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除いて、その結果について岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けたものに限る。）を行う民間建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 3 条に規定する団体）とする。

（1）木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第 3 条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

（2）前号以外の事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託して実施するもの。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を含まないものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 耐震診断等を受けようとする建築物の位置図
 - (2) 耐震診断等を受けようとする建築物の所有者及び建築時期が分かるもの
 - (3) その他町長が必要と認めるもの
- (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めるときは、矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(計画の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付対象となる耐震診断等の内容を変更し、又は耐震診断等を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、その旨を補助決定者に矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付変更・中止（廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から10日を経過する日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断等の結果報告書
 - (2) その他町長が必要と認めるもの
- (評価)

第9条 補助決定者は、耐震診断等の結果について岡山県知事が指定する耐震診断評価機関の評価を受けるものとする。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、第8条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(結果の公表)

第11条 町長は、実施した耐震診断等の結果を延滞なく公表するものとする。

2 公表する建築物の種類及び方法は、町長が別に定める。

3 耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を第三者に譲渡、賃貸又は貸与しようとするときは、譲渡人又は借受人に耐震診断等の結果を開示しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、建築物耐震診断等事業費補助金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月19日告示第32号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月24日告示第21号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第64号の2）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日告示第101号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日告示第14号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

改正

平成26年 3月20日告示第37号
平成28年 2月 5日告示第13号
平成29年 4月 1日告示第64号の 3
令和元年 8月30日告示第100号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地の減災を図るために、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 1 / 2 未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - ア 岡山県建築物耐震診断等事業を活用するもの
 - イ 国土交通省が示す技術指針に定める方法に基づき行うもの
- (3) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第 3 条の規定により、知事の登録を受けた者をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果若しくは既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の耐震改修工事別表第 1 に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）をいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助金の交付の対象となる既存木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に存する民間のものであること。
- (2) 昭和56年 5月31日以前に工事着工され、かつ、2階建て以下であること。
- (3) 耐震診断を受け、その診断結果が別表 1 に定める既存木造住宅の性能であること。

(補助事業者)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物の所有者とし、町の他の制度による補助を受けていない者であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、町税を完納していない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。）は、補助金の交付を受けることができない。

(補助の対象、補助金の交付額等)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費、補助率等は、別表第 2 に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助事業者は、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、前条の申請があつたときは、速やかにこれを審査し適当であると認めるときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

- 2 町長は、前項の審査を行うにあたり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 2 条に規定する所管行政庁に意見を求めた上で、当該申請の耐震改修工事の内容が、別表 1 に掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。

(中間検査)

第8条 補助事業者は、前条第1項の交付決定を受けた際に町長から指定された中間工程の工事が完了したときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業中間検査申請書(様式第3号)を町長に提出し、中間検査を受けなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業交付決定変更申請書(様式第4号)

(2) 補助金の額に変更が生じないとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業変更承認申請書(様式第5号)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 矢掛町木造住宅耐震改修事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

2 町長は、前項の申請があったとき、その内容を審査し適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は矢掛町木造住宅耐震改修事業変更・中止(廃止)承認書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(完了検査)

第10条 補助事業者は、耐震改修の全てを終了したときは、矢掛町木造住宅耐震改修事業完了届(様式第9号)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、完了検査を実施し、耐震改修工事の完了を確認するものとする。ただし、耐震改修工事について建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたものについては、この限りでない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のうちいずれか早い期日までに、矢掛町木造住宅耐震改修事業実績報告書(様式第10号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の請求は、矢掛町木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書(様式第12号)を町長に提出して行わなければならない。

3 町長は、前項の請求により速やかに補助金を交付するものとする。

(公表)

第13条 町長は、本事業の耐震改修工事の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の方法は、町長が別に定める。

(取引上の開示)

第14条 本事業による耐震改修工事を実施した木造住宅を所有する者は、当該木造住宅を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲渡人又は賃借人に、耐震改修工事の結果を開示しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日告示第37号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月5日告示第13号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第64号の3)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日告示第100号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

資料 2 - 7 災害時協定一覧表

令和7年3月末現在

No.	協定名	締結日	協定締結先
【市町村間の災害時相互応援】			
1	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	H26. 7. 4	岡山県 県内各市町村
【消防・救急活動等に係る相互応援】			
2	岡山県下消防相互応援協定	H20. 3. 31	岡山県内各市町村 各消防組合
3	矢掛町、笠岡市消防相互応援協定	S44. 12. 17	笠岡市
4	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定	H31. 3. 20	岡山県 県内各市町村 各消防組合
【公共機関の災害時協力体制】			
5	災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力に関する覚書書	H9. 5. 13	矢掛町内郵便局
6	災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定	R2. 10. 23	中国電力ネットワーク株式会社 倉敷ネットワークセンター
7	災害時における情報交換に関する協定	H25. 1. 25	国土交通省 中国地方整備局
8	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	H28. 8. 30	一般社団法人岡山県LPガス協会 井原支部
9	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	H29. 3. 24	一般社団法人日本自動車連盟 中国支部
10	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	R2. 11. 4	国土交通省国土地理院
11	矢掛町と日本郵便株式会社矢掛町内郵便局との包括連携に関する協定	R3. 1. 28	日本郵便株式会社 矢掛町内郵便局
【避難所に係る協定】（施設利用に係る協定）			
12	非常災害時における避難施設利用に関する協定	H17. 11. 30	岡山県矢掛高等学校
13	風水害時における三谷保育園園児及び職員の緊急避難場所に関する協定	H30. 10. 16	福井建設工業株式会社
14	災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定	R2. 8. 18	備中西商工会
【避難所に係る協定】（運営支援に係る協定）			
15	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	H29. 5. 1	西日本電信電話株式会社 岡山支店
16	災害時等における昼の提供に関する協定	H30. 6. 28	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
17	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	H30. 10. 16	公益社団法人 岡山県柔道整復師会

No.	協定名	締結日	協定締結先
18	災害時における特設テレビの設置及び利用に関する協定	R1. 11. 15	矢掛放送株式会社
【福祉避難所に係る協定】			
19	災害時に要援護者に福祉避難所として矢掛町介護老人保健施設たかつま荘を使用することに関する協定	H25. 3. 22	矢掛町介護老人保健施設たかつま荘
20	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	H25. 3. 22	社会福祉法人 メルヘンドルフ福祉会
21	災害時に要援護者の福祉避難所として小規模多機能ホームぼちぼちを使用することに関する協定	R1. 7. 11	株式会社かむら堂
22	災害時に要援護者の福祉避難所としてグループホーム本陣を使用することに関する協定	R1. 7. 12	有限会社本陣会
23	災害時に要援護者の福祉避難所として介護老人保健施設リハヴィラポルソ矢掛を使用することに関する協定	R2. 7. 8	医療法人社団新風会 介護老人保健施設 リハヴィラ ポルソ矢掛
【物資供給に係る協定】			
24	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	H18. 9. 16	NPO法人コメリ災害対策センター
25	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	H18. 9. 28	晴れの国岡山農業協同組合
26	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	H18. 9. 28	株式会社マツサカ
27	災害時における支援協力に関する協定	R3. 7. 16	マックスバリュ西日本株式会社
28	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H28. 12. 19	生活協同組合おかやまコープ
29	災害救助物資の調達に関する協定	R1. 7. 12	株式会社ジュンテンドー
30	災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定	R2. 12. 7	大王パッケージ株式会社
31	災害時における物資供給に関する協定	R3. 11. 4	株式会社ナフコ
32	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	R4. 7. 27	佐川急便株式会社
33	災害時における物資供給に関する協定	R6. 11. 27	萩原工業株式会社
【公共土木施設等に係る応急措置等】			
34	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H25. 12. 1	一般社団法人岡山県建設業協会矢掛支部 資料2-8参照
35	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H18. 9. 1他	資料2-8参照

No.	協定名	締結日	協定締結先
【通信・情報伝達に係る相互応援】			
36	矢掛町防災情報放送の実施に関する協定	H19. 1. 1	矢掛放送株式会社
37	アマチュア無線による災害時応援に関する協定	H26. 9. 1	アクティブハムクラブ
38	災害時における情報共有と緊急放送に関する協定	R1. 11. 15	矢掛放送株式会社
39	災害時に係る情報発信等に関する協定	R3. 12. 13	ヤフー株式会社
【被災者支援に係る協定】			
40	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	R3. 7. 16	マックスバリュ西日本株式会社
41	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R3. 8. 20	社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会
【相談業務に係る協定】			
42	災害時における行政書士業務相談に関する協定	H29. 6. 1	岡山県行政書士会
43	災害時における法律相談業務等に関する協定	R3. 2. 8	岡山弁護士会
【災害廃棄物処理に係る協定】			
44	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	R2. 6. 1	大栄環境株式会社
【防災拠点に係る協定】			
45	「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業に関する協定	R5. 2. 17	公益財団法人 B & G財団

資料2-8 災害時における応急措置等の実施に関する協定（締結建設業者一覧）

業 者 名	住 所	電話番号
(株)出原建設	矢掛町小田5553-4	84-8306
(株)横畑組	矢掛町東三成411-1	82-1410
(株)共生	矢掛町矢掛2539	82-1717
坂川建設鉱業(株)	井原市美星町宇戸1055	84-8750
山陽建設(株)	矢掛町南山田394-1	83-1055
(有)竹内工業	矢掛町小林997-8	83-1252
福井建設工業(株)	矢掛町東三成10-1	82-0474
(株)三好組	矢掛町中170	82-0522
(株)矢建	矢掛町東川面955-4	82-0453
山岡建設(株)	矢掛町東川面938-1	82-0151
(有)山本組	矢掛町上高末1366-2	82-1590
(株)青江造園土木	倉敷市玉島八島959-5	82-1841
(株)江尻設備	矢掛町横谷1603	82-2333
(株)ナカハラ	矢掛町小田6498-2	84-8559
山室農機(有)	矢掛町小林175-2	82-0854
(有)信長興業	矢掛町浅海2851-1	82-1313

年 月 日

知 事 あて

矢 掛 町

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間
自 年 月 日 時から
至 年 月 日 災害が終了するまで

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域

 - (2) 活動内容

- 4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など）
 - (1) 連絡場所及び連絡職員
 - (2) 宿 舎
 - (3) 食 料
 - (4) 資 材

(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後に文書（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

年 月 日
知 事 あて
矢 掛 町
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。